

秋 の 交 通 安 全 県 民 運 動

～やめよう!佐賀の良からうもん運転～ 令和6年9月21日(土)～30日(月)

運動の重点項目は、

1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

- 反射材の着用等
外出する際は、周りに自分の存在を知らせるようにしましょう。
- 歩行者の交通ルール遵守等の徹底
「手を上げる」「ドライバーに顔を向ける」などの**ハンドサイン**で意思表示しましょう。



ハンドサインで譲ろう

2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

- 夕暮れ時の以降の交通事故防止
夕暮れ時は早めにライト(前照灯)を点灯しましょう。また、夜間は、前車・対向車がいる場合を除き、**原則ハイビームで運転**して下さい。
- 飲酒運転の根絶
「飲酒運転し(四)ない」運動に取り組みましょう。
- 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の根絶
 - ◇ 『思いやり・ゆずり合い』の気持ちを持った運転
 - ◇ 妨害を受けた時は、安全な場所に避難して車外に出ずに110番通報



3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車等ヘルメット着用の徹底
全ての自転車利用者に乗車中のヘルメット着用が努力が義務(令和5年4月1日施行改正道路交通法)
- 交通ルールの遵守
 - ◇ 『自転車安全利用五則』等の交通ルールの遵守
 - ◇ 特定小型原動機付自転車運転時の交通ルールと手続き確認
 - ① 車道通行の原則(道路左側端を通行、右側通行禁止)
 - ② 右折方法(二段階右折、後方確認とウinker合図必要)
 - ③ 信号や標識に従う義務
 - ④ その他のルール(飲酒運転・二人乗り、ながら等運転の禁止他)



4 スマートフォン使用等のながら運転の根絶

- よからうもん運転(携帯電話使用、合図不履行、信号無視、車間距離不保持)の根絶
- 自動車の危険な運転に対する罰則の整備(令和6年11月1日施行予定)
運転中のスマートフォン使用等の「ながらスマホ」(画面注視もダメ)と「酒気帯び運転」(運転行為、酒類提供や同乗・自転車の提供への新たな罰則適用)

令和6年度警察官B・警察行政(高卒)採用試験情報

【警察官B】

- 受験申込受付期間
令和6年8月15日(木)～令和6年9月13日(金)
- 第1次試験日(全試験区分)
令和6年10月20日(日)
- 最終合格発表
令和6年12月中旬

【警察行政(高卒程度)】

- 受験申込受付期間
令和6年8月上旬～中旬
- 第1次試験日(全試験区分)
令和6年9月29日(日)
- 最終合格発表
令和6年11月中旬

◆ 採用試験に関する問い合わせ先

佐賀県警察本部警務課採用係
〒840-8540佐賀市松原一丁目1番16号
電話 0952-24-1111(代表)

※ 詳しくは県警ホームページの『採用情報』等を確認下さい。



告 知
10月5日(土)・6日(日)
SAGA2024関連行事に伴い
佐賀市を中心に
交通規制が行われます。

リアルタイム情報は、『道路情報NOW!!』
URLはコチラ⇒<https://www.jartic.or.jp>

QRコードはコチラ



TOPページ

⇒『〇九州・
沖縄』を選択
⇒『〇佐賀』
を選択

SAGAサンライズパーク周辺等の
通行自粛にご協力下さい。

佐賀県警察 電話：0952-24-1111